

1. Press Releases/Topics

海外ビジネス情報提供サービス「じゅうろくクロスボーダービュー」のご案内

当行は、動画やオンラインを活用した新たな海外ビジネス情報提供サービス「じゅうろくクロスボーダービュー」の取扱いを開始します。新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、海外への渡航制限により海外ビジネスに関する情報収集が困難な状況が続いています。本サービスを通じてお客様に最新の現地ビジネス情報を提供し、新たな海外事業展開をサポートしてまいります。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 新型コロナ対応支援策特集
- 3 公的機関情報
- 4 経営教室
- 5 産学連携情報

名 称	海外ビジネス情報提供サービス「じゅうろくクロスボーダービュー」
内 容	<p>本サービスは、当行海外駐在員が編集した海外ビジネス情報に関する動画の配信や、当行海外駐在員とのオンラインでの相談機会を提供するサービスです。</p> <p>①動画配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月1日(火)より、専用のサービス利用サイトでレポート動画を視聴できます。 URL: https://www.juroku.co.jp/crossborder_view/ ※サンプル動画を当行 HP 上の「海外サポート・ネットワークサービス」に配置します。 <p>②オンライン相談・調査代行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行海外駐在員がお客様とオンラインでダイレクトに情報交換いたします。 ・お客様に代わって、当行海外駐在員が現地調査や視察を代行し動画等で情報提供します。
基本利用料	<p>月額 11,000 円(税込)</p> <p>サービス契約対象は法人・個人事業主の方です。お申込者の従業員の方は何名でもサービスを利用できます。</p>
お 申 込 み	当行窓口にてお申し込みください。
お 問 合 せ	各支店担当者にお問合せください。

NOBUNAGA21「ファーストステージ・ニュービジネスプラン助成金」公募のご案内

株式会社 十六銀行、野村証券株式会社、有限責任監査法人トーマツの3社による民間主導型ベンチャー支援ネットワーク「NOBUNAGA21」は、ビジネスプラン助成金を進呈することとし、対象企業および起業家を公募しますので、下記のとおりお知らせいたします。

名 称	NOBUNAGA21「ファーストステージ・ニュービジネスプラン助成金」公募	
応 募 期 限	ファーストステージ	ニュービジネスプラン
応 募 資 格	岐阜県・愛知県・三重県内で 2017年4月1日以降 に創業もしくは創業予定の方や企業	岐阜県・愛知県・三重県に主たる事業所を置き、ニュービジネス(第二創業を含む)を展開する企業や起業家の方
応 募 方 法	<input type="checkbox"/> 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、事業計画書(自由形式)など必要添付書類とともに、事務局宛ご郵送ください。 <input type="checkbox"/> 応募用紙は、ホームページ URL: https://www.juroku.co.jp/seminar/nobunaga21_2020.html よりダウンロードください。	
助 成 金	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀賞:10万円1社 ・入賞:各5万円2社 	<ul style="list-style-type: none"> ・最優秀賞:100万円1社 ・優秀賞:各15万円2社
選 考 基 準	「創業への熱意」「斬新なアイデア」「地域貢献度」「事業化の可能性」およびプレゼンの観点から、総合的に判断いたします。	「新規性」「独自性」「事業化の可能性・将来性」「事業化への意欲」およびプレゼンの観点から、総合的に判断いたします。
応 募 期 間	2020年12月16日(水)まで	
お 問 合 せ	各支店担当者にお問合せください。	

2.【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。
今回も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

1. 当行融資（令和2年12月1日時点）

【エブリサポート21・岐阜商工会議所連携エブリサポート21】

当行は、新型コロナ感染拡大の影響・被害を受けた事業者を支援するため、特別融資をご用意しております。

名称	エブリサポート21「新型コロナ対策特別プラン」
取扱期間	2020年1月30日(木)～ 現在受付中
対象者	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
お使いみち	新型コロナウイルスの感染拡大による影響および被害を直接的あるいは間接的に受けたことにより危急的に必要となった以下の運転資金・設備資金。 <input type="checkbox"/> 企業経営の維持に必要な運転資金 <input type="checkbox"/> 生産停止や物流機能停止等の影響により代替的に必要となる事業用設備資金
ご融資金額 ご融資期間	100百万円以内 10年以内(据置3年以内)
ご融資利率	貸出期間別に以下の利率となります(2020年6月1日現在)・貸出期間1年以内(手形貸付) 短期プライムレート 年1.475%以上・貸出期間1年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.525%以上・貸出期間1年超3年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.600%以上・貸出期間3年超7年以内(証書貸付) 変動金利型 年2.475%以上・貸出期間7年超10年以内(証書貸付)
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済(据置期間3年以内) ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済のみ

上記特別融資に加えまして、岐阜商工会議所と提携した特別融資をリリースしています。基本条件は上記と同一で利率は以下の通りです。

名称	岐阜商工会議所提携エブリサポート21「新型コロナ対策プラン」
対象者	岐阜商工会議所の会員で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
ご融資利率	短期プライムレート 年0.975%以上 貸出期間1年以内 変動基準金利 年1.025%以上 貸出期間1年超3年以内 長期変動基準金利 年1.100%以上 貸出期間3年超7年以内 長期変動基準金利 年1.975%以上 貸出期間7年超10年以内

【じゅうろく資本性ローン】

お借入期間中(10年間)は元本の返済は不要であり、株式に近い性格があるため、財務基盤の強化を図ることができるなど、事業者の皆さまの成長戦略を金融面で長期的に支援することを目的として、2020年5月20日より取り扱いを開始いたしました。(取扱いに際しては当行所定の手数料が発生いたします。)

名称	じゅうろく資本性ローン
対象者	・病院などの医療機関さま、旅館ホテルなどサービス事業者さま ・新型コロナの影響により一時的に経営環境が悪化している事業者さま
お使いみち	事業性資金であれば原則自由
融資の種類	劣後ローン(資本的性質が認められる借入金)
ご融資金額等	100百万円以上300百万以下(10年期日一括返済)
ご融資利率	当行所定の金利(業績に応じて変動します。)
期限前弁済	ローン実行後5年以内の期限前弁済は、原則禁止。5年以降は可。

2. 地方自治体関連の融資（令和2年12月1日時点）

ここでは、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市の新型コロナウイルス対応制度融資を紹介します。

※令和2年12月1日現在の制度内容であり、新規取扱い中止を含めて変更される事がありますので

最新情報は各自治体のホームページをご確認ください。

【岐阜県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (3月5日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20%負担後 SN保証 0.50%
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 (短期事業資金) (3月17日スタート)	【融資限度額】 運転資金 8千万円 ※短期事業資金以外の災害復旧資金 新型コロナウイルス感染症対策資金と合算 【融資期間】 運転資金 1年以内	全て 1.0%	岐阜県0.70%負担後 SN保証 0.00%
「危機関連対応資金」 (3月13日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20 負担後 危機関連保証 0.60%
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	全て 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により岐阜県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【岐阜市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「ぎふし危機関連資金」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	全て 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「経営環境変動対策資金（セーフティネット支援枠）」 (3月19日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	(SN) 1.3% ※SN4号の場合 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金」 (5月1日スタート)	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	(SN5号以外) 1.1% (SN5号の場合) 1.3%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により岐阜市が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【愛知県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経済環境適応資金サポート資金（経営あんしん）」 <u>(2月20日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 8千万円 【融資期間】 運転資金 7年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4%	0.40～1.83%
「経済環境適応資金サポート資金（セーフティネット）」 <u>(2月28日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	SN4号時 (カッコ内はSN5号時) 3年以内 1.1% (1.2%) 3年超5年以内 1.2% (1.3%) 5年超7年以内 1.3% (1.4%) 5年超7年以内 1.4% (1.5%)	SN4号 0.79% SN5号 0.67%
「経済環境適応資金サポート資金（大規模危機対応）」 <u>(3月13日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	(保証人免除の場合 0.2%上乗せ) 要件により愛知県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00～0.525%
「経済環境適応資金（新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金）」 <u>(5月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金のみ 500万円 【融資期間】 運転資金 2年以内 【利子補給】 全額※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	1.1%	愛知県が全額負担後 0.0%

【名古屋市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経営安定資金（環境 適応資金）」 <u>(2月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	0.38～1.74%
「経営安定資金（大規 模危機対策資金）」 <u>(3月18日スタート)</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「ナゴヤ新型コロナウ イルス感染症対策事業 継続資金」 <u>(5月1日スタート)</u>	融資限度額】 運転資金、設備資金とも 4千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた 後、6か月分ごとにキャッシュバックさ れます。	3年以内 1.1% 3年超10年以内 1.2%	(保証人免除の場合 0.2%上乘せ) 要件により名古屋市 が全額もしくは1/2 を負担後 0.00%～0.525%

※各種融資の照会先：最寄の本支店融資窓口にお問い合わせください。

新型コロナ対策関係助成金(雇用調整助成金の特例措置)のご案内(追加情報あり)

1. 雇用調整助成金の特例措置(令和2年12月1日時点)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持のために、雇用調整助成金の特例措置を設けています。4月1日より緊急対応期間が設定され、支給要件の緩和が拡充されましたが、5月1日に更なる拡充策として、一定の要件を満たした場合に休業手当全体の助成率を特例的に100%とする措置が取られることとなりました。9月30日には緊急対応期間の終期が延長されることとなった他、助成率の拡充等が公表されています。このように雇用調整助成金の申請手続きは随時更新がなされるため、定期的に厚生労働省のHPで確認をする必要があります。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ※事業所設置後1年未満の事業主も対象
助成率	中小:4/5、大企業:2/3(解雇等を行わない場合 中小:10/10 大企業:4/5)
NEW 計画届提出時期	【緊急対応期間】令和2年1月24日～ 12月31日まで (延長されました。)
支給限度日額	(1年100日、3年150日)+(4/1～12/31までの該当期間)
支給対象企業	1.新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2.最近1ヶ月の売上高又は生産量などが前年同月5%以上減少している (比較対象とする月について柔軟な取扱いとする特例措置があります) 3.労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている。
助成対象となる労働者	事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当が「雇用調整助成金」の対象となります。 学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。 なお、緊急雇用安定助成金は雇用調整助成金と同様に申請できます。
支給までの流れ	①休業等計画・労使協定 休業等の具体的な内容を検討します。労使間で休業に係る協定を締結します。 ②休業等の実施 計画届に基づいて休業を実施します。(特例で「計画届」の提出は不要です) ③支給申請 休業等の実績に基づいて、支給申請をします。 ④労働局審査 支給申請の内容について労働局で審査が行われます。 ⑤支給決定 支給額が振り込まれます。
注意点	支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に申請する必要があります。
相談窓口の設置	社会保険労務士による「雇用調整助成金」の相談窓口が岐阜、愛知で開催されています。電話にて予約が必要な場合がありますので、各県、市町村のHPをご確認ください。
NEW 申請支援の手数料に対する助成金	市町村によっては、市内中小企業者が雇用調整助成金を申請するにあたり、その申請にかかる書類作成や申請手続きのために社会保険労務士等に支払った手数料の一部を補助する制度がありますので、各市町村のHPをご確認ください。
問い合わせ先	・岐阜県:職業対策課 助成金センター (058-263-5650) ・愛知県:あいち雇用助成室 (052-219-5518) ・三重県:職業退職課助成金室 (059-226-2111)

家賃支援給付金のご案内

自粛要請等によって急激な売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となる、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、テナント事業者に対して給付されます。

対象事業者	①資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む 個人事業主。※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、会社以外の法人も幅広く対象 ②2020 年 5 月～12 月の期間において、以下に該当する場合に給付 ・いずれか 1 か月の売上高が同年前月比で△50%以上減少 ・連続する 3 か月の売上高が同年前月比で△30%以上減少 ③自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払い
給付金額	申請時の直近 1 ヶ月における支払い賃料に基づき算出される給付額の 6 倍が支給される。(法人は最大 600 万円 個人事業主は最大 300 万円)
申請期間	2020 年 7 月 14 日～2021 年 1 月 15 日 24 時まで
問い合わせ先	TEL:0120-653-930(平日、土日祝日 8:30～19:00)

持続化給付金のご案内

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に使える給付金が支給されます。こちらは特別定額給付金や都道府県の協力金、各種補助金等との併給は可能です。申請は原則電子申請のみです。申請が困難な方に対しては 5 月 12 日より「申請サポート会場」が愛知・岐阜県内数カ所に開設されています。(事前の予約が必要です。)

対象事業者	事業全般に広く使える給付金
助成率	【上限金額】 昨年1年間売り上げからの減少分 →法人は 200 万円以内、個人事業主は 100 万円以内 【売上減少分計算方法】 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%の売上月の売上×12ヶ月)
申請期間	2020 年 5 月 1 日～2021 年 1 月 15 日
受付方法	電子申請での受付のみ(経済産業省 HP から電子申請可能)
問い合わせ先	持続化給付金事業コールセンター(TEL:0120-115-570) 申請サポート会場予約(岐阜県・愛知県でも、既にいくつかの市で開設されています。) 自動音声(TEL:0120-835-130)、オペレーター対応(TEL:0570-077-866)

非対面・遠隔の海外展開支援事業のご案内

海外への渡航が制限される中でも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

対象者	海外EC事業者各社のECサイト及び一部店舗での日本産品の販売を考える事業者
対象品目	食品、化粧品、日用品、生活雑貨等
内容	ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。 ジェトロに商品情報を登録すると、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買い取り、海外消費者に販売します。 ECサイトが買い取るため、返品リスクが無く、海外ECサイトの調達拠点も日本にあるため、日本国内の取引で完了します。
問い合わせ先	ジェトロデジタル貿易・新産業部EC・流通ビジネス課 TEL:03-3582-5227

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」12月の相談日をお知らせします。12月は新型コロナウイルスの感染が再び拡大しているため電話相談となります。
※本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

1) 法律相談会

日程	
弁護士(岐阜)	1月8日(金) 13:45~15:05
	1月12日(火) 13:45~15:05
	1月19日(火) 13:45~15:05
	1月26日(火) 13:45~15:05
弁護士(名古屋)	1月5日(火) 13:30~15:00
	1月13日(水) 13:30~15:00
	1月19日(火) 13:30~15:00
	1月26日(火) 13:30~15:00

2) 税務相談会

日程	
1月6日(水)	13:00~16:00
1月7日(木)	13:00~16:00
1月13日(水)	13:00~15:30
1月14日(木)	13:00~16:00
1月20日(水)	13:00~15:30
1月21日(木)	13:00~16:00

3. 公的機関情報

【名古屋市】経営のバトンをつなげ！～小規模中小企業の事業承継セミナー～参加者を募集します。

募集中！無料【先着10名】

主催	名古屋市信用保証協会／(公財)あいち産業振興機構／愛知県事業引継ぎ支援センター／(株)日本政策金融公庫／(公財)名古屋産業振興公社新事業支援センター
内容	・講演①「事業承継の現状」 今西昭一氏(愛知県事業引継ぎ支援センター統括責任者) ・講演②「経営者保証」 竹川時彦氏(あいち事業承継ネットワーク事業承継コーディネーター) ・支援施策紹介・相談会
日時	2021年1月22日(金) 14:00～16:30
会場	あいち産業振興機構セミナールーム 愛知県産業労働センター(ウイングあいち)14階
申込方法	(公財)あいち産業振興機構 HPからお申込み下さい。
照会先	(公財)あいち産業振興機構 TEL 052-715-3070

【名古屋市】セミナーinなごやサイエンスパーク「アート思考しよう」セミナー参加者を募集します。

募集中！無料

主催	(独)中小企業基盤整備機構中部本部、(公財)名古屋産業振興公社
内容	商品やサービスのコモディティ化で価格競争になり、代替可能な存在が増えるなか、現在のトレンドは、モノからコトからトキへ移っており、唯一無二の可知や再現性の無い体験、コモディティ化の対極にある価値観を求める消費にあります。本セミナーでは時代の変化に合わせた新しい商品やサービスの開発に役立つアート思考のフレームワーク体験していただきます。
日時	2020年12月23日(水) 13:30～15:30
会場	Google Meetによるオンラインセミナー
対象	新規事業担当者、人材開発担当者、経営企画担当者向け
申込方法	クリエイション・コア名古屋 HP「お申込みメールフォーム」より申込み
照会先	クリエイション・コア名古屋 TEL:052-736-3909

【オンライン展示会】「新価値創造展 2020 オンライン」参加者を募集します。

募集中！無料

主催・共催	(独)中小企業基盤整備機構
内容	本展示会は、中小企業の販路開拓や市場創出を支援することを目的としたものであり、約320社・機関の製品・技術・サービスの展示や検索、動画閲覧、出展者との1対1のオンライン商談などの機能を用意しています。 オンラインセミナーとして、ニューノーマル、生産性革命、BCP、DX、SDGsなどの最先端で活躍する著名人をお招きした12ステージをオンデマンド動画配信し、いつでもどこでも何度でも閲覧が可能です。
日時	2020年12月1日～2020年12月18日 全18日間(うち平日14日間)
開催方法	オンライン開催 (URL:https://shinkachi.jp/)
照会先	(独)中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL:03-5470-1525

4.経営教室

国際税務教室

株式報酬制度と国外転出時課税

役員や従業員へのインセンティブ・プランとして、株式報酬制度を導入する企業も見られます。株式報酬制度には様々なものがありますが、なかでも、ストックオプションや譲渡制限付株式は中心的な制度のひとつといえます。

ストックオプションや譲渡制限付株式の付与を受けている役員や従業員が、海外赴任することも想定されます。その場合、海外赴任に際して、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（※1）（以下、「国外転出時課税」とします）の適用について、心配されているケースも見受けられます。

国外転出時課税とは、国境を越えた人の動きによる課税回避への対抗措置として2015年（平成27年）に創設された制度であり、2015年（平成27年）7月1日より運用が開始されています。具体的にみれば、海外移住や海外赴任など、国内に住所及び居所を有しないこと（以下、「国外転出」とします。）になる一定の居住者が、1億円以上の有価証券などの対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に15.315%（復興特別所得税含む）の税率で所得税の課税を行う制度となります。ストックオプションや譲渡制限付株式は、国外転出時課税の対象資産となる有価証券等に含まれるのでしょうか。法令によれば、譲渡について制限が解除されていない譲渡制限株式や、権利行使をしていない新株予約権は、国外転出時課税の対象資産となる有価証券等から除かれています（※2）。したがって、海外赴任する者への国外転出時課税の適用は、これらを除いた有価証券等の金額により判断されることとなります。

（※1）所得税法60条の2 （※2）所得税法60条の2、所得税法施行令170条1項

国内税務教室

年末調整は便利な仕組みなのか？を考えてみる

12月になり、年末調整の時期になりました。

この年末調整は、給料から所得税を「源泉徴収」で天引きし、その天引きした1年間の源泉徴収税額の合計額と、正しく計算した1年間の所得税額との差額を、会社が調整する制度で、通常は源泉徴収税額の方が多く計算されますので、差額が還付されることとなります。

また、収入がその給料のみである人は、1年間の所得税計算はこの年末調整で完結し、ほとんどの人は確定申告をする必要はありません。

この年末調整の制度は、一見「難解な税務申告をしなくても会社が無料で税計算をしてくれる」便利な制度のようにも感じられますが、果たしてそうなのでしょうか？

アメリカやフランスでは、源泉徴収制度はあっても年末調整制度がないため、給料から源泉徴収された所得税の還付を受けるために、自分で勉強して確定申告をする、また若干裕福な人は税理士に申告をしてもらうことで還付を受けるそうです。つまり、税の仕組みを知らないと非常に損をするため、無知ではいられないようです。

確かに、年末調整で完結すれば難解な税法を覚えなくても困りませんが、年末調整でカバーできない状況（退職をしたり、住宅を建てたとき、医療費がかさんだとき、泥棒が入ったとき・・・）に直面した際は、確定申告をすればさらに還付を受けられる場合がありますので、やはり全く知らないというのでは大切な財産を少しずつ失うこととなりかねませんね。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

5. 産学連携情報

今月号のテーマ

第1回インダストリアル AI シンポジウムのご案内

～AIをどう使いこなして、イノベーションを実現するか～

日本の未来のためには、人工知能=AIの活用が欠かせません。大学、大手企業からスタートアップ企業まで、幅広い領域から一線で活躍する講演者、チュートリアル講師を集め、技術や事例だけでなく、経営や倫理的な視点からも講演いただきます。研究者、現場の開発者だけでなく、AIの産業応用に興味のある多くの方々のご参加をお待ちしています。



主催：一般社団法人
人工知能学会

共催：名古屋市

後援：名古屋工業大学

人工知能研究開発ネットワーク

日程：2020年12月15日(火)～16日(水)

会場：Zoomによるオンライン開催

詳細はHPをご覧ください。

<https://www.ai-gakkai.or.jp/siai/>



・・・名工大の先生の講演スケジュールをご紹介します・・・

- 招待講演3 (パネル) [12月16日(水) 11:00～12:00]
「AIへの期待(企業側)、新技術への展開(大学側)」
江龍 修 氏(名古屋工業大学 副学長、産学官金連携機構長)
- ビジネス1 [12月15日(火) 9:00～9:50]
「製造業のためのAI、IoT入門:安価に始める振動・環境モニタリングと異常検知」
大塚 孝信 氏(名古屋工業大学 大学院工学研究科 情報工学専攻 准教授)
- ツール入門 [12月15日(火) 16:40～17:30]
「Pythonで学ぶ機械学習+Deep Learning Framework」
佐久間 拓人 氏(名古屋工業大学)
- 技術紹介 [12月16日(水) 9:00～9:50]
「しゃべるバス停: AI技術を活用した次世代公共交通と街づくり」
山本 大介 氏(名古屋工業大学 大学院工学研究科 情報工学専攻 准教授)
- 事例3 [12月16日(水) 10:00～10:50]
「ベンチャーによるAI活用事例」
山口 陽平 氏(来栖川電算 取締役)

【参加申込】

参加申込はホームページから行ってください。
申込期日は、クレジット決済ならシンポジウムの前日(12月14日17時)、請求書による申し込みはイベントの14日前(12月1日17時)になります。
当日申込はできませんので、ご注意ください。



【参加費】

人工知能学会員：2,000円

名古屋市在住・在勤の方：2,000円

一般：4,000円

学生：無料

※上記はクレジットおよびコンビニ決済の場合です。

請求書発行の場合は上記+1100円となります。

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

編集・連絡先:

十六銀行 法人営業部

(058-266-2523)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。